○総務省告示第二百八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日　　総務大臣　山本　早苗

第2中4を削り、5を6とし、3の次に次のように加える。

4　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの場合

(1)　1枚目

設計書			整理番号	
			指定番号	
1　型式名			2　製造業者名	
3　発振の方式			4　利用周波数	
5　周波数変動幅			6　高周波出力	
7　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	(1)　150kHz以上500kHz未満	(2)　500kHz以上5MHz以下	(3)　5MHzを超え30MHz以下
	準尖頭値			
	平均値			
8　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	(1)　10kHz以上50kHz以下	(2)　50kHzを超え150kHz以下	(3)　150kHzを超え490kHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(4)　490kHz以上1,705kHz以下	(5)　1,705kHzを超え2,194kHz未満	(6)　2,194kHz以上3.95MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(7)　3.95MHz以上20MHz未満	(8)　20MHz以上30MHz以下	(9)　30MHzを超え47MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(10)　47MHz以上68MHz以下	(11)　68MHzを超え80.872MHz以下	(12)　80.872MHzを超え81.848MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(13)　81.848MHz以上87MHz未満	(14)　87MHz以上134.786MHz以下	(15)　134.786MHzを超え136.414MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(16)　136.414MHz以上156MHz以下	(17)　156MHzを超え174MHz未満	(18)　174MHz以上188.7MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(19)　188.7MHzを超え190.979MHz未満	(20)　190.979MHz以上230MHz以下	(21)　230MHzを超え400MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(22)　400MHzを超え470MHz未満	(23)　470MHz以上1,000MHz以下	
	準尖頭値			
9　振動子の種類及び型名				
10　添付図面等		(1)　外観を示す図及び写真　(2)　構造を示す図及び写真 (3)　接続図　(4)　取扱説明書		
11　参考事項				

長　短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

(2)　2枚目

試験成績表（その1）				12　製造番号	
				13　製造年月日	
14　利用周波数	(1)　設計値		(2)　測定値		19　測定条件等
15　周波数変動幅	(1)　設計値		(2)　測定値		
16　高周波出力	(1)　定格値		(2)　測定値		
17　電源端子における妨害波電圧	周波数帯		測定値		
			準尖頭値	平均値	
	(1)　150kHz以上500kHz未満		(　)	(　)	
	(2)　500kHz以上5MHz以下		(　)	(　)	
	(3)　5MHzを超え30MHz以下		(　)	(　)	

長　辺